

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成25年6月6日付けで行った「来客対応報告書」及び「対応記録」の部分開示決定と、平成25年6月7日付けで行った「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について（回答）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について（照会）」、「〇〇〇し尿処理場解体における廃棄物処理について」及び「相談・応対カード（平成23年9月13日）」の部分開示決定については、個人に関する情報並びに公共の安全等に関する情報の一部を除き、開示すべきである。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成25年5月24日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇〇浄化センターの埋め殺し事件について、告発文書及びその後の経過について一切の文書 県警と打ち合せ文書を含む（22.9.30発）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、産業廃棄物指導課が保有する16文書、西部環境管理事務所が保有する13文書を特定した。
- (3) 実施機関は、上記公文書のうち、産業廃棄物指導課が保有する公文書については平成25年6月7日付けで、西部環境管理事務所が保有する公文書については平成25年6月6日付けで、2文書については公文書開示決定、それ以外の27文書は、次のとおり公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。

- ① 個人の氏名及び印影については、条例第10条第1号に該当するため不開示
 - ② 法人の代表者の印影については、条例第10条第2号に該当するため不開示
 - ③ 捜査関係事項照会書及び回答については、条例第10条第3号に該当するため不開示
- (4) 申立人は、平成25年8月6日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った。
 - (5) 当審査会は、上記異議申立てについて、産業廃棄物指導課が保有する公文書については平成25年9月2日に、西部環境管理事務所が保有する公文書については平成25年9月4日に、実施機関から、条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
 - (6) 当審査会は、平成25年10月31日に、実施機関の職員から意見聴取を行った。
 - (7) 当審査会は、平成25年10月31日付けで、申立人から意見書の提出を受けた。
 - (8) 申立人は、平成25年11月1日付けで、実施機関に対し、異議申立ての追加を行った。(以下、上記(4)の異議申立てと併せて「本件異議申立て」という。)
 - (9) 当審査会は、平成25年11月21日に実施機関(産業廃棄物指導課)から、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
 - (10) 当審査会は、平成25年12月10日付けで、申立人から意見書の提出を受けた。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件異議申立ての趣旨
 - ① 産廃第330-2号(平成25年6月7日)付け開示文書(2)及び(3)を不開示とした。
 - ② 上田知事あてFAX文書下段を不開示とした。
 - ③ 来客対応報告書(平成24年1月10日)添付文書中の5枚を不開示とした。
 - ④ 対応記録(平成22年9月30日)の裏面を不開示とした。

⑤ 相談・応対カードを部分開示とした。

これらの処分は、条例第1条の目的に違反している。

(2) 本件異議申立ての理由

実施機関は、上記①と③の不開示の理由を、「犯罪の捜査に関する情報であって、公にすることにより、捜査に支障を及ぼすおそれのあるもので、埼玉県情報公開条例第10条第3号に該当するため。」としている。しかし、すでに本件に関する刑事事件は、平成23年6月30日に「不起訴処分」となっており、捜査に支障を及ぼすおそれは全くない。にもかかわらず不開示とするのは、条例第10条における公文書の開示義務違反である。

特に、5ページにわたり不開示とされている上記①については、文書の内容はおろか標題も不開示とされ、捜査文書か否か判断がつかない。また、実施機関は、「捜査機関が捜査活動の一環で疑義照会した文書」としているが、疑義照会に対する回答については、「捜査の手法や過程等を公開する」ことにはならず、「同種の事件の捜査活動に支障を生じる恐れがある。」とは言えない。

また、上記⑤の不開示部分は、個人の情報ではなく組織の情報であると認められるので、開示すべきである。実施機関は、「当該不開示部分は特定の個人を識別することができる内容が記載されており・・・」と不開示理由を示しているが、特定の個人とは異議申立人を指すと解される。上記②と④についても、異議申立人等の氏名のみを不開示とすれば足り、それ以外の情報を不開示とする理由はない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書について

① 産廃第330-2号（平成25年6月7日）付け開示文書（2）及び（3）とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について（回答）」（以下「本件対象文書1」という。）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義につ

いて（照会）」（以下「本件対象文書2」という。）である。

- ② 上田知事あてFAX文書とは、「〇〇〇し尿処理場解体における廃棄物処理について」（以下「本件対象文書3」という。）に含まれている文書である。
- ③ 来客対応報告書（平成24年1月10日）添付文書中の5枚とは、「来客対応報告書」（以下「本件対象文書4」という。）に含まれている捜査関係事項照会書とその回答である。
- ④ 対応記録（平成22年9月30日）の裏面とは、「対応記録」（以下「本件対象文書5」という。）の裏面である。
- ⑤ 相談・対応カードとは、「相談・対応カード（平成23年9月13日）」（以下「本件対象文書6」という。）である。

(2) 不開示とした理由について

本件対象文書1及び2は、捜査機関が捜査活動の一環として疑義照会した文書であることから、「捜査関係事項照会書」と同等の文書として解される。また、本件対象文書4に含まれている添付文書の5枚は、捜査関係事項照会書とその回答である。捜査機関が捜査活動の一環として疑義照会した文書や捜査関係事項照会書を公開することは、捜査の手法や過程等を公開することとなり、同種の事件の捜査活動に支障を生じるおそれがある。そのため、条例第10条第3号に該当すると判断したものである。

本件対象文書3、5及び6に含まれる不開示部分は、個人に関する情報として、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第10条第1号に該当すると判断したものである。

したがって、本件処分は妥当と考える。

(3) 申立人の主張について

申立人は、本件対象文書1、2及び4の一部を不開示としたことについて、本件に関する刑事事件は不起訴処分となっているのだから、これを開示しても捜査に支障を及ぼすおそれはなく条例第10条に反する、と主張する。

しかし、刑事事件の終結の前後を問わず、捜査関係事項照会に関する文書を開示することは、捜査機関の捜査手法や過程等を明らかにすることであるため、同種事件の捜査への支障を生じるおそれがあり、条例第10条第3号に規定されるとおり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると解される。よって、本件処分は、合理的な理由を有すると考える。

また、申立人は、本件対象文書6について、不開示とした部分は個人情報ではないと認められるので開示すべきである、と主張する。

しかし、当該不開示部分は特定の個人を識別することができる内容が記載されており、条例第10条第1号に規定されるとおり、個人に関する情報と解されるため当該部分を不開示とした処分は合理的な理由を有すると考える。

5 審査会の判断

(1) ○○○浄化センターの解体工事について

○○○は、平成20年度から22年度までの間、○○○浄化センターの解体工事を行った。この工事では、浄化槽の地上部分は解体後撤去したが、地下工作物については埋設することにより工事を終了した。

実施機関の説明によると、申立人が公文書開示請求書に記載した、「○○○浄化センターの埋め殺し事件」とは、この工事において、地下工作物が埋設されたことを指すと考えられる。

(2) 本件対象文書1、2及び4について

ア 当該文書の内容

本件対象文書1及び2は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する疑義照会及びそれに対する回答である。当審査会で見分したところ、その内容は、上記(1)に示した事案に関する捜査活動の一環として作成・取得された文書であると認められる。

本件対象文書4は、来客者に対応した内容の報告書と添付資料であるが、本件異議申立ての対象とされている部分は、捜査関係事項照会書及びその回答である。

なお、本件対象文書2及び本件対象文書4のうちの捜査関係事項照会書の回答は、それを見ることによって照会の内容が容易に推測できるため、それぞれの照会と回答は、一体を成した文書であると認められる。

当審査会が調査したところ、本件対象文書1、2について、及び本件対象文書4のうちの捜査関係事項照会書とその回答については、刑事事件の捜査書類の一部として、検察庁に送致された文書であることが確認された。

イ 「訴訟に関する書類」について

刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいう。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書のいずれも含まれる。

また、当該刑事事件が不起訴となり、送致された書類が「不起訴記録」となった場合でも、被疑事件に関して作成又は取得された書類であることから、「訴訟に関する書類」に当たるとされている。

条例第34条では、「訴訟に関する書類」を、条例の適用除外と規定している。「訴訟に関する書類」は、捜査・公判に関する活動の適正確保は司法機関である裁判所により図られるべきものであることや、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が、刑事訴訟法等によって自己完結的に定められていることなどから、条例の適用除外としたものである。

ウ 条例第34条の適用及び条例第10条第3号の該当性について

本件対象文書1、2及び本件対象文書4のうちの捜査関係事項照会書とその回答は、そもそもこの「訴訟に関する書類」に該当する文書であり、本来は、条例第34条に該当し条例の適用除外とすべきだったと考えられる。

しかし、本件対象文書1及び2については、公文書部分開示決定通知書（産廃第330-2号）の別紙1において、標題と年月日が明らかにされてしまってい

る以上、これを覆して条例第34条を適用させることはできないので、標題及び年月日については、開示すべきである。

捜査関係事項照会書とその回答についても、公務員の印影と県の公印の印影は既に開示されており、また、本件対象文書4の一部であることから、それだけを抜き出して条例第34条を適用させることはできない。

そこで、条例第10条各号の不開示情報該当性について検討すると、本件対象文書1、2及び本件対象文書4のうちの捜査関係事項照会書とその回答は、前述のとおり、訴訟に関する書類の性質を有していることから、文書の総体が、公共の安全等に関する情報であり、開示することによって捜査の手の内を明かすこととなり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるといえる。

よって、本件対象文書1及び2の標題と年月日以外の情報について、実施機関が、条例第10条第3号に該当するとして不開示としたことは妥当である。また、本件対象文書4のうちの捜査関係事項照会書とその回答の中で、既に開示されている公務員の印影及び県の公印の印影以外の情報について、実施機関が、条例第10条第3号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

(3) 本件対象文書3及び5について

本件対象文書3は、〇〇〇浄化センターの解体工事に対する告発があったことの経緯が記された文書である。また、本件対象文書5は、西部環境管理事務所に訪れた県民に対する対応の記録と添付資料である。

このうち、個人の氏名、住所、印影、写真は、特定の個人を識別することができる情報であり、また、スローガンは、個人的な主義・主張に関する情報であり、条例第10条第1号に該当するとして不開示としたことは、妥当である。

一方、不開示とされた部分のうち、肩書については、特定の個人を識別することができる情報とはいえ、また、市役所の所在地・電話番号・FAX番号は、個人に関する情報ではなく、条例第10条第1号に該当しないため、開示すべきである。

なお、同文書中のその余の不開示部分については、異議申立ての対象とされていないため、審査会としては判断しない。

(4) 本件対象文書6について

本件対象文書6は、産業廃棄物指導課が照会を受けた際の、対応記録である。

このうち、「相談・照会の内容」欄に記載された氏については、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第10条第1号に該当するとして不開示としたことは、妥当である。

一方、不開示部分のうち、組織の名称と個人の肩書については、特定の個人を識別することができる情報とはいえ、条例第10条第1号に該当しないため、開示すべきである。また、「相談・照会者(社)名」欄に記載された氏については、公務員の氏であり、審査会で確認したところ、当該公務員の氏名は、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報であり、条例第10条第1号ただし書きに該当するため、開示すべきである。

(5) 附記

実施機関は、本件対象文書1及び2について、公文書部分開示決定通知書(産廃第330-2号)別紙1において標題と年月日を明記している一方で、文書の開示に当たっては、標題・年月日を含めて全部を不開示としている。また、同文書の標題を明らかにしたことによって、これが捜査関係事項照会書ではないことを示す一方で、同決定通知書別紙2の「開示しない情報」欄には「捜査関係事項照会書及び回答」と記載している。この点について開示決定等理由説明書では、「本件文書は、(中略)文書のタイトルの如何に関わらず『捜査関係事項照会書』と同等の文書として解される。」と述べているが、決定通知書と開示の内容との間の整合性を欠いていることは否めない。

公文書の開示決定等にあたっては、対象文書の内容を精査し、必要に応じて関係機関との連絡を密にするなど、よりの確な事務に努めるべきであることを附記する。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 潔、高松 佳子、山口 道昭

審議の経過

年 月 日	内 容
平成25年 9月 2日	諮問を受ける(諮問第245号)
平成25年 9月 2日	実施機関(産業廃棄物指導課)から開示決定等理由説明書を受理
平成25年 9月 4日	諮問を受ける(諮問第246号)
平成25年 9月 4日	実施機関(西部環境管理事務所)から開示決定等理由説明書を受理
平成25年10月31日	実施機関から説明及び審議(第一部会第87回審査会)
平成25年10月31日	申立人から意見書を受理
平成25年11月21日	実施機関(産業廃棄物指導課)から開示決定等理由説明書を受理
平成25年11月21日	審議(第一部会第88回審査会)
平成25年12月10日	申立人から意見書を受理
平成25年12月19日	審議(第一部会第89回審査会)
平成26年 1月31日	審議(第一部会第90回審査会)
平成26年 2月21日	答申(答申第193号)